孫義外書

脫論三

六

地

2760
8-6

早稻田大學
圖書館
寄託者 内田文庫
寄託書第 一五〇號
第 20 號
第 6 冊

門 ロ仁13
號 2760
巻 8-6

文泉堂

集義外書卷十一

中庸九經考

一齊明盛服非礼不動所以脩身也去讒遠色賤貨而貴德所以勸賢也尊其位重其禄同其好恶所以勸親人也官盛任使所以勸大臣也忠信重禄所以勸士也時使薄斂所以勸百姓也日省月試既稟称事所以勸百工也送往迎来嘉善而矜不能所以柔遠人也継絶世挙廃國治乱持危朝聘以時厚往而薄来所以懐諸侯

齊明ハ思邪なく胸中清明なるなり。盛ハ身のさかんなる。盛服ハ礼服なり。外と云ふ。内を脩むるなり。天子十二章を表序ありて日月のかゝるを首

文政十年九月吉日
内田宗左衛門

よ無ものとハ天地と法を合く造化と勝を方面
表なり君子錦をきてうハをそひをそ身心と神明
にとる乃經なり非礼ハ天地ハ不正の色不正の形を見
ざるなり不正の声不正れ香をきく行ふ事不正乃言
不正の身ようを行ふ事なり心地にうしなハ行ふ事も地の
難易民乃苦楽と一致戦陣の法をたしなひ行ふ勢地
あくまれて窮屈なる振ふ事なれども元来乃設情よりおこり
その心ちハ心の楽をうふゆうなり一度ハくうふ一度
ハくうふとハ天武乃乃なり志ハ法あるてハ心ハ法
なるみくまの不立衣冠正しく終日疲りすうふと
矢ん結りそなしい神一人の幸力ハとれうとも礼よあ
らと衣ハうの神衣あうくきよ白く体ハ一方面

神ハ寒ハ衣ハ
ハ寒ハ衣ハ
ハ寒ハ衣ハ

而き事に於しかりつゝと。則天下の風俗ありて。人民
安ずる所なり。故に天地の和を助る所なり。去聽遠色
は。賢と用る第一の戒なり。君子は小人のあざけりを
ねゝとのゝれども。小人をのぞきてあざけず。故に賢者のあ
けれしかるゝとは。こゝのおよりてわざ〳〵屋敷造言を色
て。讒言ならざるはなしこゝのちりあけ〳〵ろ人きりとちふ
る者をもこゝやつゝ〳〵はるとといつゝのちり。君子は機と
ゝ〳〵。尚しこゝを慎をしかるに不得已して出るも。知力
を盡さしむ。知力を尽をいつよく〳〵小人よりさりて害なきも
のなり。君子知力を盡さしむれば。あるゝもたれかこゝ。故に
明君は先賢人と退けて上明あるゝ。威あるは。虞舜
讒言をしぶ。ぶしも賢人を放流せされども。去ゝるゝ同る

なり。ちゝ〳〵ゝ〳〵とゝ海ゝのをは。放流し給て。國乃
海色天下の安危ゝ〳〵ゝ〳〵れりゝよりゝ〳〵人ゝとぬしゝ
きは。因緣より讒言も入入ぬ色のゝよりゝ〳〵て小人ゝ
入ゝのゝれゝ好色の惑れ下にはは賢ゝふゝたちゝこのゆゝ
明君ゝ〳〵ゝ〳〵をゝけ〳〵好ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ。実は人をゝ〳〵ゝ
あゝ。好色の惑れきゝり。天子は十二人。諸侯は九人と宮女
の数ゝれゝ。皆礼儀の意接ゝて。貞女のゝゝ〳〵ゝれは。
因緣ゝゝゝゝゝゝ。ゝゝ女をのゝゝゝゝゝゝゝ。
化情ゝ〳〵ゝ。ゝ風和氣の中に於ゝゝゝゝ。好色の費少
ゝゝれゝゝ。或同好色乃ゝゝ〳〵は十二人九人はいゝ〳〵云ゝ
上のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ。衣服飲食器物所作。万事
ゝゝゝは。貞ゝ乃ゝゝ人は好色の惑れき故よ。

富をたてゝ。其勢大小厚薄同まるべし。今の世の
ごとき賤貨而貴穀ハ。人君の今根株を拔き等級
をたゝくことあそびなくいたるといへども。富ハ民のこ
ゝろにあり。民のこゝろハ穀なり。今銀錢あるこ
ハ。立穀を助るものなり。穀よりこゝろ。今銀を
をくして。穀とゝもるべハ。おもき事多し。道ふれ
ゝ乃風俗ハ。今銀を第一の主意としておさめゝ
穀をハうゝくゝひく。くりかへるものなり。軍津より多
月ハ地ハ米なり。飢饉の年今銀ハ食とあゝ。今銀を
いゝたゝくゝ死しゝゝ。穀を民
のこゝろ多くをくワへさせく。百のゝゝハ穀とそ
ゝれく。民間より穀ゝゝてありゝれと軍國ゝもゝの

今銀ゝゝゆけく。先くゝ今銀ををゝゝゝてゝく
ゝへゝゝハ地今銀ゝをゝゝ附ハ。法國ゝ。軍
ゝ多ハ金銀ゝくも。先ゝゝゝく拔ゝ方ゝく。飢饉ハ民人
多餓死ゝるゝゝ。甚ゝ高のゝ沙汰に富く。士貧く。民
窮ゝるゝものゝゝ。今銀ハ多ゝゝハ。ゝ也ゝゝてゝく
ゝ成ゝをれく。奢長ゝ易し。穀ハ多ゝゝれゝゝのゝれハ。
穀ゝゝひゝすゝハ高の利をゝゝゝゝゝゝ。穀ハ物
ゝ也ゝ。ゝゝく奢長をゝ。士民ゝゝゝゝて。工商ゝゝ乃
產ゝゝ。ゝゝゝゝゝゝ

てハいつくにも。或問云る五ケ所の工商利を好。後世
雖義あり。下世あるハいかんして云ハ。云る世ハ大商大
利を取くこと。其の工商のごとく。ハじめより下世なり。
されど方今無相なる所ハ。其の法を和易
にしてそ。その法ハ下世にてハあるべ勢も有るべ。つ
ひにあれど。下世にて云る世なりよりハ後世なりやとて勢
あり。或問もみつくしいよ利方や。云る事と云ハ事のす
あり。十〇ちくも正実損をきて。出よ如てとる費なり。
米納とゝみ納との得失ハ。天下の多をいくこんとハ作也
下あることも。米納ハ米をとをハ。中よハ商人しゆ。ゆるハ
上よりあるべし。民の米納ハよ貴なく。若当あれ事ハ大
なるをするあり。小扶持方あなとハ。かゆをとりるよ者

ゑへしいつくにも大穀法ハよ成く。邪ハやしく。米とけくに
ちて。食とすとハ人の元氣と者ふと者別つ。病人
もちくふ人し。ちなみ少なふ米をうて。食ハ病ハ後
ふくれハ米ちなし。物ちなるあれて。大よ米ゑと。故よ米を
費しちなるあ。ゆえハ。ちらひあるし。米遠とあれこの
れいなれ故よ。米のちなるあ改出ちなるあ。ちれハ
大穀水火のごとく法ハよ。不仁のちなくなりぬとしとの
なし。紙を祈ふとも得へ。人ハたと故へきのゝ。大食ハ
下ハ多くあれど。天下衰微ちなる事あり。いんとあれハ食ハ
多けとハ。有長と。有長ちれ民よとふるあ多し。後よハ
米ハ大ちと上へちれく。民の食牛馬よ同し。故よ者よ人の
徒米ちる大法の事ハ。民間よ宿をれて。一夜乃食米ちく。

行くてもとる格人めつくもとる也。所て人数多くもとく
出とは。ひと〜米遠のみ乃根よ云ゆく。金銀ばかりても。法
勢うゆるものなり。夷狄ばかりめよそ〜海く幸もあり。そこハ
奢によりて。法侯方支士まもとる。金銀不足ゆえ。民より米
と交ゆく。金銀よりゆるふ別のくなり。故よ米のたくひ
方ゆけ也ハ。天下に酒食多なり。あくゆてなく成。武ハ義の
ゆえ出よりゆう。海中よ入ゆく。米のとゆるものさ海く多し。
けもとうゆふけもハ。法侯方支士乃米のちゆひゆゆ。米
のゆ川まる津よハ沢山なり秋とも。西くゆくよハ西くとうゆ
まくとて米ゆ。国よ名札のものあもハ。軍兵の技ばかな
く。津くとう米をとうくさんとすもハ。米俵ようゆ西とり
ゆく。盗賊ゆくにとう。小札もゆ札となりしそゆしあると。

さゆくてもゆ不作つけく。米うゆ西よゆく。食料の云俵
死しゆ米年作くけく。米下西よゆく。金銀不足し。法侯
方支士方よ作まりて。米このちん。技ばかくふされ流浪人多し。
これ盗賊のもゆ。ゆて。札国のきさしなり。是よりる人。財
国乃天を知ばいされてなり。小米所の相別ハ法方名ばより
ゆくくきたを。彩波の方和名をまれて。このゆ小米多
ゆく。この差乃法別よ宵海し。ゆくしきといふなり。
これよ米金をたいやさうくこと。士民のつるとゆれて。不忠の
西ゆうとく。其代物をたうりてそをハうらとて
差れくゆうこの故よ天下の人。米ばかりてゆてゆ。
又方支の清西三年れ京近ゆ新ゆ方ゆ。市貴ゆてハ
きしと交ゆ多しく。京近ゆ方乃法。何ゆより行ゆ。ゆの

貴のよくきはめといつて作んぬれのちかハ一めちの家ゐを作くれかつん。古さかつしきかハ。れちとのつんまんとかちつまふ。百貴とかし給ふとハ。れ乃稚をを知給ハさるなり。百貴とて在須食中。食き帝須よりくミまハ。自然のそれ乃御用ゐを一人ちなん。山ちか一ちハちつかと。一をゐく万をゐれて。よろ川入さるたをとをして。百姓ちをなとけ。法士遠変とハ。世屋して乳のかもゐ。天下に不忠の人といなれとなり。このゆへ乃長法のちつよ。三十貴ちよ乃ちかちをゐハゐつて。遠。又を対代ハ新分をくも。今ちく精神あるしハちくきれて。古分ゐをとくしに。代れも古分ちかくさ臣とゐつを。法の三十貴ハ。今の米三十石なり。武士の半とをゐりの石

かくのごとくいんやうゐの道れハ一向りてくやさす。故ゐ法士交道とをく。なちつをぬく。言とぬます。文とぬまれ。武ちとちとちさ古といく考数し。後学の人ゐをハこれを崇敬をるなり。法大名在須食のつハ二ヶ。又ハ三年に一度百日或ハ二百日なり。ちとさ人須食して米今を交ちにゐちさ抵ちらて。さ海くゐとはきちれとなり。見ちとて法出はいへくゐく。九代まくハつきしも。見示乃相別貞時。貨と賜して士民とをちとと幻法へちり。相模入道の対れ風法ハちつに。米れとをし。今邪をちくいへ文をぬく。依食とをちく。者ちとて用さちきハ家ゐをちつゐ。武ハ技ちをちゐし。百姓をちハけ。示をゐしてをちけちに。故ち法大名。一国の一年れ乃ゐち

て。一度の在原金の月さらしとなりて。五月小月なり。
毒殺れ物ハ。今紙帯衣ハ。乃ち衣服料理なり。
毒きハぬ色ハ。なりて。武士の家業なれども。武芸とも
さるべきすいとんや。文そなやのうまさ。ハ。ぞ文ハ活
ものうさなり。武芸ハ芸去れなるも也。武士ハ。一名なり
といへ。こまいとへ。なれる勇士の言葉なり。義経ハ文
学あり。七書にもよく通じ。ひいき。辯舌も文才れ無去
ゆえ。能筆なりき。弓馬兵法乃至ハ人のなれる所也。
物武成ハ遺言せし書ハ。勢子をこうるなりて出
て。武芸のうハいふ及ぶ。是利家ハ。今川
の良後ハ。文武二道乃名ありとひく。西丸探題よ
りもとうぞ。良後ハ。武ねハ。ひとも六十

絵列の中にて。一人えらひ出されしハ。文道あるなりと人。
この故ハ人もそなります。大田の道観ハ。文とおく名将のあえ
あり。今も文武ふきへふ人乃口実あり。豊臣秀吉文言
和歌にて。天下とうしより。武士の風伝ハやく。ぬく。文道
とこのまず。信ぶれ学ハ市井ハ高て。浮世のうとぬる。故
ハ文育ハく。生付ハ人ハ。ハをとれて。武芸も芸者ハ
ハく。武道のうけくるけとハ。ぞなの去ふをとれるあり。是ハ
そひきく。文武の二道をきへふハ。甚なをとれ人さふ。
ふたれも已ク。きへひのけるも。ぞ無なる人。ひて。ハ生付
河紙。牛角の士ても。文そなあるとハこれを。ぞれとて。学
故せり。今ハ武士乃学文して。ふんちハ。新ちハまれ
ちる去あるとても。已ハまるへるあり。武ハ。くして。甚非乃

いひくるそれなり。ゆゑに文を修し武をもこのそなはるをまつをしる。しかるに同じ一公のよる中まるに武藝あるをいはさるなり。今は同じ位乃武士なれど武藝あるをいて疵とす。おのおのよりかしぬ者あるはいとまとしいまつ武藝の技をさはさるはもあり藝能もなく。武作法ある友とする会。礼儀なるものを受けるもそれをは和てをしらず。これ時流ををけて。小人多くいまく有る故なり。貴徳は者流の人をそなはり。天下の家のさはは者流乃人なるなり。賢者上はあるは。ゆゑなふ天下を久をれなり。勅賞は賢をして知力を尊ぶ。ひとり。又至人の大業を位とひく。富貴の技をもちて。天下を平治し。天祖乃造化を助くるものなれ。

国天下の政は財用の乃大事なり。貨財は君子のいとしひとのなるを。財用乃技をは下にもさぬものなり。庶人はゆゑきたるなり。是を制する権は上にあり。君子有位をそなく。貨財とゆゑとなれ。天下の貨と制する権は上よりあり。四海の困窮は財用乃技の商よりをそなるなり。上乃天孫なくなる。九州なり附々富有の大商ともは盗賊のごとく害をなす。年末天下れ者をなるゆゑ。天罰なるものなり。尊甚位は一向の元人なる位をあるなるはしてそなるなり。帝堯は民間の業をあきなく賞賜す。九人乃御子達とも。地を人に分ひ。法は拵政と命じ。天位をゆづる法ひとなく知へ。位孫なふ天位天孫なれど。人爵天爵れ

意乃及於子。子房玄齡言於秦府舊人未遷官者皆嗟怨曰吾屬奉事左右幾何年矣今除官反在前宮府人之後上曰王者至公豈私故能服天下之心設官分職以為民也當擇賢才而用之豈以新舊為先後哉今不論其賢不肖而直言嗟怨豈乃改之體乎上之人能如此則人皆知道之代行ハ者ハ人也ハ行を他人に行ふと。武王周公乃先祖と云号あり。文王王季大王ハ王号をとゝ云ふ。それよりハ。其ままに伯侯の位にて。それより。天子の礼楽と。用ひ給ひしなり。大舜ハ漢の高祖乃ち。親先祖ちのゆゑなり。それ故に文王といへども凡人なり故に伯侯にて。大舜の父母を尤敬しなり。天

子ハ父母に栄花あるのゆゑ大舜ハ父母をもつて。ひいきなり。おのゝ乃ちのゆゑ。匹夫乃ちハ父母よハ位を貴ひ給ふと。匹夫乃ちハ父母のゆゑなり。天子とハ。天子と云ふ。伯侯公卿よハ父母ゆゑなり。大方ハ。今も皆人。うしなひ。ものゝ。ありて。天子ハ父母なし。父母ハ。天子に至へきけるゆゑ。ものゝ。ハ。天子ハ。いよ〳〵。慇懃なり。天子の師乃ち。天子にして位なく。ものゝ。民なれとものゝ。我ゆゑ。天下にあり。我ゆゑ匹夫なり。天子ものゝ。父母なれ。父母ハ。天子なれ。父母ハ。天子なれ。父母ハ。天子

もとや。孟子の言く如き。云舜ハ堯乃ゆづりとうけて。堯乃先を先ゝして。舜をたゞさゝら活人て。舜の又死く。舜と象と脚く象活乃臣。

く象をさゝらへきハ象なり。舜と象と脚く象活乃臣。

故ゝ舜の父母乃又母先祖のゝゝ。有庳ゝ封ゝうへ。

堯し黄帝の孫なり。舜も黄帝の孫なり。民間ゝ入く

久ゝかゝと。古代まて乃間ゝハ若人も賢人ゝ。舜ゝ代官と

ゝて。有庳と活ゝ先ゝ人ゝ。象ハ一國乃孫と先祖の

ゝなり。象ゝ凡情代國ゝ及さゝ。我朝王代ゝ。一任四

國年の受紙を活ゝて。活ゝと活ゝ先百官ハ國ゝ乃

貢物とゝ活ゝなりゝ。此遺風ゝ人ゝ。山川ゝ活ゝ

ゝなくして。ゆゝとふ天下長久なりゝ。中五ハ大國ゝ

ゝゆゝ。ゝて。ゝゝゝゝハゝゝゝゝ。名山大川のゝ。雲と

ゝ。民用を脚く活ゝハ。活侯ゝ封ゝ活ゝ。

ゝゝ。ゝゝゝゝ。天ゝゝゝ。大舜の象と有庳ゝ

封ゝて。貢物のゝ活ゝゝ。此ゝハ。此の稽乃なり。ゝゝハゝ活ゝ。日

本ゝゝゝハ。ゝゝゝゝ。ゝゝゝ活ゝゝゝ。國ゝ活侯ゝゝハ。天

祝日紙の活ゝ。活ハゝの活ゝ活侯のゝゝ活ゝ。活ゝ

の大名出来ゝ。活硫硼の帝乃時。天下ゝ活ゝ活ゝ

と。此活人情を知活ゝ。活侯と。ゝの受紙乃ゝゝ活

ゝ。活ゝ。天下又武家ゝ活ゝ。ゝゝ足利新田と大納

言ゝ。活を中納言ゝ。赤松ゝゝ長後ゝゝ宰

相ゝ。宰次ハ中將ゝ。活ゝ活ゝ活ゝ。活大名諸侯飯を

ゆるさゝ。武家武家ゝ活ゝ。此のゝハ天方ゝゝ

天下ハゆゝゝ。ゝゝ。ゝゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。

いとゝ明らかなり。是れ家の中に於て推廣を先とす。公家の
こゝろなりしも。礼を先とす。天下の士いまだこゝろしゆへなり。
之れ後の祢美八王去の公法なり。和仁勇の徳を表ち。人情
時変と和法いまだ。第一乃和不足なり真に学ばるを
されたり　同漢乃ち祖吉又匠吏なりと。左上天皇の
号とをもつて法いつゝ　云乃と不和人なれなり。天よ二乃
日なし。死後のとなり号八不和。生ふまを号方人ゝ公家の
こゝ家母よのゝ位とはつとれ。匠吏の山ゝ乃ちて尊敬し
て。天よの父母ゝ乃家元方人きけゝ。ゝ祖八賢人乃法ゝ
しといへとも。天命と得ゝ天子ゝ乃中ゝ父母八乃法なく天命ゝ
し。死後ゝこゝ也王号八方人ゝ公父ゝ士ゝ。子ゝ吏ゝ乃ち祖
いゝ。天よ乃礼樂武月人きのゝ。祝新八人ゝ。或八位を

あけ。或八孫をあゝ人位ゝ。ゝその位孫八公侯子男のゝ
よあゝ。孫とあゝて西那よあゝゝを和ゝ。公侯
子男卿大夫八。皇ゝ乃ゝ地あゝ。ゝ和八一日ふいゝ乃ゝて。今
の技技方れてゝ。法乃ゝと孫といへ。公家へ出ゝ。
ゝあゝ八位をあゝ人。吉貴して公侯成ゝきよ八孫のゝ
あゝ人。公ゝ吉武好。若弟ゝあゝ人ゝよ八地をあゝ人ゝ
し。同好悪八。兄弟伯父叔法親類を吉ゝのゝあゝて乃
好悪ゝ。天ゝ乃ゝ屋吏ゝ。吉ゝ乃ゝ好悪と同ゝ法ゝ
て動ゝし。動祝ゝ八。親族ゝ乃ゝ服ゝ。吉ゝよゝ。
吉ゝ乃ゝきと。ゝ新ゝ人ゝよゝ。礼をゝ乃ゝ
和ゝ。ゝ法ゝ乃ゝ。官吏ゝ任使八。百事の男人伯ゝ。大臣八
知ゝ乃ゝ。ゝ法ゝ位の上ゝ元ゝ。ゝ元ゝの才を

用しかくのごとくなれば。下にもくりかへしかの。大臣は
才知あるひとを人にえらびたてまつれば。才知をもしかく。云れる
をいはしていよいよ大なり。及ばざるとは助かくるにいたるまで
免。我が別ち出ずる所なり。君臣あるいは君とつひ。君臣あるいは
不忠といひ。をくは忠と申す。是をくはるに補ひ。はなてと
とかくに大臣の職分なるべし。大臣は君の權威を
うばふ。をかけまはいよいよ百事うらまうをく。小臣の法と
入さかはは大臣もいよいよ力をくしをあつまるものなり。
後世のごとく大臣は手をとり權威下にうつり。後
世をさしたうしるるあり。故に後世は家に仕へうる大臣
はうるこの權をうばひ。執政をけに高つかく。小臣信臣
民間をいとす。才德ある人とわきまへ宰相乃職に上に職に

付る祿を給りて。一代さうに用ることなり。是によりて君
威とトふうるに。大臣も百年さのを要君なり。祿とも。三
百年四百年つきうり。家に仕へうる大臣の權と成て子
孫に及ぶ。君の子孫。其身の子孫もかうふる事を。
君威ハ分くるなり。權乃仕へる人をおもしかく。下より
あくはるなり。つまり。日本王代を。武家の世代まへは王威
つようり故に。如此天神は傳ありて。文章生ありしと。
大臣よりて。天下の政をおこなへつ。後桜町
といひかく。教をつかる家おかは。權とうるに相よりて
うり。是よりて王威日に衰うり。君威とうるふ
ものなり。仲てたの威をうるはやとけまはは。
乃天下をうるにて。学問はなくたがーおのうれまへあるに政

よいあり方なるにあらず。人間百年夢幻のごとしと
いつて。其中をも病苦憂哀いろ〳〵さまざまの安
平なる日はなし。執政の天下國家の苦とあるひ多
乃人よりつらなるなり。人をとらうやまひ〳〵とおもふ
なり。これよりなほ〳〵一生をつくしつくす。義のごとくしたがふ
つゝんべきなるべきなり。増よりとりて。外にうやまふべき
なるあるべからずむしもの多し。僧侶をも三の未として。家
の衰微するハ。京老乃未。所官の未。仕官の未といへ
ども。天下に行ひ動ずよ不足なし。執政をなほく後世とす
るよりも非を行方より所つまり事ほ行乃多きこと。
仏氣のつゝくべきなれども。かきりあるべ
をうつるもとゝ。無色地うやまひを後〳〵おひ

て。天下とのそこ。即時よりこひるもあり。何の益なくて。實の
みをもてなすハ才知あるべ乃人をもとめあるべ。執政と
しつゝ。ゆるくしてゆるふあるべなり。其身一生のさ
ばいとなのこれあれ。若たゝしふるまひをなすべ。中庸
ゆるくしてあるべきもて。天下の執政と成べ。宰相職
といへ。孫大なるべし。國家の治りて。人の合力技方
はなくあるべなり。公用よりハ公儀の使役人を使なり。直た
あれ直よ廟中に社未して。用もとゝ。治るべ乃
孫ハ。身今日は自由し。子孫一數のまれひなり。子孫よ
他人をる孫をれて。人をハうて。秋家門をくなり。苦労
なく公用一通よ公をはくとなり。才徳ありとくも。
俄ち身あれて。其報の改あ中は仕業。公用にうつるひ。

一方ハ、とうそうふかくるものなり。仕ごの方よりあらそれん。
法士もより合ありて。風俗あしく。其人民を害とう事
多けれども、右のごとく。宰相年老。或ハ病氣ありて。綱紀緩
となれば。民間より出るハ。なの民間より帰し。小民信義よりあ
きらめるハ。小村を捨りて。ひめよ流布。ちりふるあ
しめるもあり。家中おく民なくて捨りうる方稼なれば。
ゆえ七年の宰相ありても。ふく流くの富有ふるうこ稼なれば。
よハ家人ハ死滅をなりてとうり。小身ともなりて。地を捨
りう。其人死をれば。子孫よりに捨りてもうりつ
あきく郷地ともなられ。一二百年の間ハ捨りう人きなる
し。故よりあくほうすあることと。地よりして方なる
人の節用あほう中をうつ。其罪ともあるこほう

をうしめく。君長たる家と為ふ多出のごとく。倉入乃地
をくれき故よ。世の法を徳と。用と廣とあげをみ
ると治めて。危とそうこれ。西郷のあを捨て稼なる非
道も出来ほうすあり。これ亡国乃端なり。一のあるまりう
万のいきまにはるものなり。忠信を稼ハ。源ありて礼義正
しく。人やうなる方を賞して。稼を立し。人の欲をとしん。
風俗あつく成く。淫奢なる。世ろいそうかしいて。文
で。文武の百藝とつもかりのなり。利発才芸なる者とハ。
忠信の人ばかりに付く。小事より用のく可なり。人を用ふ
あるれば。天下の士ともくむるのなり。財使為欲ハ農
乃ちそれさ捨りけて。年貢をうく成なり。宋衛湯王
義事。霍春月出敗。有老又被苦而耕。尤右介之老又

曰盤干旅敗古人所戒今陽和布氣一日不耕民失其時素何以從禽之樂而驅忤老農也義季止馬曰賢者也命賜之食辭曰大王不奪農時則境内之民皆飽大王之食老夫何敢獨受大王之賜乎義季問其名不告而退ひとりは農を捨て武士民間よりあり田畠をもよほし川ばたよりあるいは風雨よりあるいは分限固たり軍陣より出るものは一在不乃ちをれをよげて以末面目なく主侯敵代乃ち侯あれば人をつかるるものも主人をとんとうをかたり甚多つく下人をいかくれも結乃ちかつをれるものたり此の故は屋人農を捨て武士つとも今の世はりみしつるものはなし軍役農より高しゆへは年貢うつしひとりは農を捨たりしゆへ

大方十分一の年貢たりき農は利あきハ百姓農業はすむたり日省月試既稟稱事既稟ハ今の技技方たり百工ハ家業とよくつとめく切あるはよい甚事かくふ技技を為し。ちくれるにも当の技技をい結るたり或ハ五日十日ハ一度或ハ三月ハ一度つとめとうを考人屋と作り器物を作るも堅固不堅固を吟味する也故ハ百工ともなまりやうふく家業とよくつとめる也選往来ハ人を為してとうりとうとしるふあり天下の結人商人往来自由はて宝ほしいたるをうひ入れ買うとしハ実ハをとうりとうの家乃ちあり川よのをてうとうんとるりのは五穀出くりとうをつとへ作るよりのくよるうへし物をうけとけへうれ買とも品いさるうとし屋賢乃

代よりは。孫ゆるすこの。踏襲をもて往来せり。所謂
より。後人のまろかしと出来て。後人をつけ。る。学まてかし
ろ。其代よりは礼式あり。人の往来いそろかとい。つ
らよ。接ゆるものなり。しかり。後の行跡よりて
教をそれるしはは。一様ともいて。往来。後行。あるいて
宮殿。朝夕を。書ひ。通せり。と。無は出家。修多
よりて。作法。ありて。ものの。ひ。人を教害。とる。去
も。後の。帝より。多けれは。真の。後よも。宮かりて。なも
宮殿。ろ。ろ。ろ。今の。風俗。てそれて。此。ゆかるまて
き。事の。後なり。素。古。聆。ゆ。無。は。四方より。帝。去。へ。あ。する
ものは。よ。れを。は。賞。素。て。て。はく。其。宗。式。大。よ。し。よ。ゆ。ろ
ねを。は。ものきなと。教。ゆ。ゆ。ゆ。ゆ。文。ゆ。も。夷。中。て。書

は。也。ゆ。ひ。ろ。て。遠。去。ゆ。る。も。あ。れ。も。夷。中。に。ゆ。同。て。
一。偏。ゆ。る。ゆ。あ。り。帝。去。は。四。方。の。名。人。あ。つ。ま。る。ふ。ゆ。て。四。方。乃
中。と。ろ。て。よ。れ。り。ゆ。ゆ。ゆ。ゆ

又あるいとしもとちかくて。其人もなかれを絶せしこと。西郡
乃至れ子孫なくして絶えたる同姓とうるゆりとおもえて。
系とあけしむるを。継と云なり。子孫なくして。西郡と失
ひ。流浪してあんといふものかし。先祖の国郡とあるべて。代
々の家系と技技をうめ。系をおさしめる代。廃国を挙さ
云や。治乱持危ハ。家中に只流るる出来ぬ。ふるまんとす。
子孫不肖ハ。家を絶さ。家と失ふんとすることきこと出来ぬ。
古ふるき人と成りて。移りて。只流とうるめ。家をよ
し。悪人あるハ。こと表とうると刑罰して。法をよくし。子孫不
肖なるハ。教化して肖ぬ。不没といふ法也。
先祖乃子孫ハ中まで。よもあんを云ふ。家を立て下
ふふ所とうるべきよ紀人をつかひて。乃学と教へ。風俗を

ようし。後世ハ。ちうこうるあり。其の気よ入こう
るものよ。国郡とあるよ。顧所の地あんてを郡へ
乃。故子孫なれをハ。家を絶し。あまとも。嫡子ありこう
とハ。ちうあけを。ほてとうるとハ。庶子と。家中よに
流るる出来ぬハ。ちうのハ。ちうまてかこつまく。分代を
ちうて。子孫の不肖なる代教ハせく。多出来。治乱に
西をちうれてうこの故よ流浪人多出来ぬ。梅小分
のものの。ちいよ沢郡乃ちうまとあれハ。おかつひるふ去
中間ハ去ちうから。ちうあ意ハ。家をうう。ゆきゆうう
ろき服女まても。分よるてる方よてあ。これ世中の風
俗乃ゆ中くなるちうちう。立後ハ小徳ちうて。あるを
ちうものなして。三代ハ代七代の乃よハ。又亡るあうう。

孫斎よりおくるおの給きさきも仕ふるを在所もろ共
ひく帰るへきあるけまいぞ仕まつき仕よめるの長。
いかくをちぢ下はを知つきものはありて猶とき沢。
代くくをちるものハ宰人にて下にそなりて下のまさ
をはせさせてうえこえよりく妻子たよ悲哀と。まくの
ろうき宰人ハ常宰にあらて。盗賊をるとをるもの
出来ぬ。常氣ものきりものハ在民とあらぬ。浪平の政ハ在民
盗賊乃ものと陪うさ相よりをとと行安たり。故よ士の
罪あるハ在遷の法ありて。他国よ流浪をあとた遷と
ハ流罪よあ沢を無ハた遷流罪同りよ之ち流罪
ち侍人遠し。山沢よ無たり。これハ死罪よりを死罪たり。
た遷ハ位をとけて。ひきく役をとするたり。ちくの罪あり。

死罪とあるしるハ人畜をて。未つきの汲ものるやくある
りに使たり。骨とりうさまあるぬりのハたくゆるもぬ
相よ。足の節をとりて。門番のをとするりあり。後世ハ
死罪よつくるものハ多ハをひたるたり。乞盗賊在民
乃妻をくあるいくんやた男の云く。宰人多を。喪忌
ハ山野と幼弱人。天下は古を家はをとる相よ。流浪
人の出来る相あ。のたり。は下たりく。三男をる
るのハ。乞人たり。この仕合あるて。三男をるりのハ子
人ら九百七八十人まて。乞人ハ。そく家久しきものゆり
ものをれをるるあり。ひり国郡はの踊をえをる
ら沢。百姓の人を去分ハ。てつハるいい。其家中の士
ちをて。国付ハるく一人を他出せるやにせ

ともありこれも又一道なりいにしへの農兵と同じ。百姓
の多くして。我分子孫までその用をなすべきものなり。
ハ。ひとりもまたこれなきものなり。古今明白なり。武士の農と
なるべきなり。城下にあつまり。只管中間までも城下に住居
なるハ。活計ともあきなひなり。しかるに士なるものも農と
なるべし。在所と持ち住居なり。才あり活計のたつべき
ハ。京師まで国郡まで出さまと。其家職より付き
ふ。孫を交て。住ずなり。子孫ハそのまゝ在所にとゞまり。官
職を辞されて。本の農に引戻なり。故に宰人といふものの
皆人きたるべし。後世我国久しくうるはしくなりぬ。古なる人の農と
なるべし。在所を出ずして。陣
所の小屋にけいるべく城下に所領と多くなり。役人にてもか

きゝの馬まうけをして。大勢出来れた。
子孫一人ハ親の孫なりとて。給度仕よ妻子と持。次男三男よ
りハ。君より出されて。宰人と名のりて。他国をなせきか
ゝ。国にいとゝのゝの多けきハ。とくれる藩あり。
よれ行変なくてハ皆分子。治世久しけきハ。宰人まもと
く多くなり。在民ハ。主君より孫を多く。生しうる
ゆゑ。親なりなれば。宰人と云べき理ハなけれども。風俗
あゝ成なりてやはられ又。乱世の続なり。足軽中間な
とハ。なれ分く農の給民を。仕人ようなる多きなり。城
下に妻子と持。家屋敷と多くなれて。其子孫ハ。
をべきなるべく。皆分べきやうなり。習ひ中けきハ。盗をも
しいろくあきなるなりのなり。後よハ国君もをべき

仙人。平生おきのくにに住して軍国よりたびくたり
あり。数代集あるる武士の妻子。是程中間の妻子まで
を。源門よりれ尽くさんとへ成るとかの人。ちなみに成
てハ生るるとなるる弟妹者人。農長ゐれて在所く
にくいるあるとくまひとりすみれく男子ようを
源ようと入出陣もされて。伊の憂費ようをしてを人ちりを
るあるても。彼く所をかくの母ようの妻子ようを入るる
るあくよりかれるすらいるる海のやうゐれた。至人
九種乃改よりもけハ悪事多出来ゐ。況捜といへ。朔
聘の時。朝ハ法度帝土に来く。ちなふまゆるを云。
年よ一度ちり。聘ハ年よ一度。方丈を使ひ。三年ゐ
一度卿を使ひて。天ゐに土産とけくをるり。是数の

外よハ乃内らのく使去土産ゐをまることあるさハを。往
来の路次も一日ちいく里とく。大数をつくいそく事
あるとて。風俗ゐのさりゐ者ゐくをとをれハ何りとけくも
不若。一日も定数よりゐを。中いそりかけ。往来をとを
いくをりを数なり。日本王代のとをれハ。三年よ一度乃上
洛といへ。ホ国をそをれ数あり。京よ三十日より多ハ
居ちりりゐ。人をりゐ。徳治の遺風なり。厚往薄
来法度ちの土産ハくるく。帝ゐのをれよ天子よりとの
ようなものハ多しを代法大名乃土産よりを。帝服乃
をれよ。大樹よりそ多ものゐ多も。是遺風なるへ。武同
天子貴門の地ハ。帝土のたるよりゐ。西多ーかけてく。

天下の法度を厚く給りて。物をもくらし
万事をくのひ給へきやうこれハ世未乃礼用なる故。
たのまるゝハ。君臣の法度なり。定まる貢となるべし。貢ハ五穀
帝王ハ定まる故。定まる貢となるべし。貢ハ五穀
なり。うるき貢をもて。天下と合をくハ大なるこゝろ。
よくこゝろ得ふかけきハ。法度よりめくを給る用ハ
まろ。ひと異別の秀平。諸侯よりつとして。法度せ
かるも。定まる貢ハ。毎年黄金銭作くる。高級よ
けるゝ。銭那ハもとゝハ。うるしハ。右のこゝろ
の風なり。武家乃代と成くハ。在郷金久しくて。国用
多法いやを故。法度の貢やこゝろ。貢をこゝけく。在
国ゝるハ。法度を天下をもて大よりて。士民も

これよりまくく。国窮せられく武士百姓ともふゆゝなり。
銭那小条乃民法度を在郷金をしるハ用なり
乃こゝろ。ゝまた。ひと王代の二十分一を世を拾ことあ
ゝす。銭那のこゝろハいまゝ古風のこゝろ。ゝ
三代とゝ。年数をくみるこゝろハ在郷金ゆへ法度困
窮の法なり。小条ハ粒ゝく。倹約をふゝしるゆへ。
九代まくゝ法くきこゝろ。附よりて。盛つよく。猶奢きハ
まゝこゝハ。一国の一年ハ物のふく。一度の在郷金乃用
こゝの今ゝこゝろ。ゝのこゝろ。ハ法度虚。士民困窮
ひゝこゝハ。大乱出来ぬ。民利家の天下。十四代と。ゝ代。中比
よりハ公方と云名こゝろ。今の公家乃如。乱ハ士民
困窮して国虚ゝ。ゝ人ゝ。天子法度のこゝろ。

[illegible]人民困窮し。政
事九經よりそむくことあらば。[illegible]懷法度
をもつぱらとなすべくなり。[illegible]法度を法
ちひておこなくなり。情よりもとよみく。因て德の意
なり。かつてこと甚中にあり

集義外書卷十一終

文泉堂

集義外書卷十二

窮理上

一朋友問大学治國平天下此理を論じ此事ハ理ときハひろく一事
ハ[illegible]人伝ハ治て[illegible]政をとゝのゝるれをもひよハあしとゝねいた
くは[illegible]及ぶもの多い　答云[illegible]我朱ま[illegible]よりも大
学治国平天下の義論ゝ或ハ五百年このゝゝ[illegible]来い世中ハ[illegible]
まゝとゝ[illegible]ゝい時勢乃政ハ張ゝて石倫いた[illegible]の義論ゝ
作ゝ可承い　問執政の人ゝてハ新數ゝ[illegible]中に[illegible]
と[illegible]て人ゝのえらひよも不[illegible]ゝ[illegible]いや　云[illegible]私
ゝ[illegible]ゝ[illegible]新數ゝ[illegible]の異質ゝ[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]
執政乃職ハ[illegible]ゝ[illegible]ハ新法の[illegible]
[illegible]ゝ退て我家内ハ[illegible]ゝハ[illegible]新法の[illegible]

作者君のうち国乃為よいくさてなり我ひとに先立て私
乃天程なり兄弟一門ハ人そも紙人なりいをもたくさんと
をそ先り兄弟一門そも世の害よりなる人きりのとわやまりて
ものとなりとしてすあもいてきされしを実とぬよりておさう
多人き実よい一門のよ紙人をを世して紙と有り私ハ世れい
へしを人れ一門ハあき人あるもくもまれよりあきとりやる
をを世いてされいををハ大穢といかるれよりハ私とりハ世
間金ハ用よりもをてれ門そハ苦絶やくををハ海をものそれハへ
く執政よ一門紙者有てハ益ハなくて害有へくいや　云をう
を益あるをあくいあきをとうのくいあるをいて多よい
をうをる極よ仕いはよれ人の実見とをしひく紙きく者それい
を上云儀の世用よふれくをて下紙へるをれ紙の十人なをの

をもとをを出くハを紙ハ世あれいい　間世て下の政道ハをるのいく
世ハいを君臣の礼義をく窮屈をる神をてハ分別も公一をいを
ハ有者をいしをハいくを世ハいをいや　云しをれ礼をハいハ公の
正くをる極よ身分仕い君臣の礼義正くきれと仕い有て公おさ
まりて分別思世も者をを紙理をいれ世を法ハ多人をを
ゆへよ小者者家の世よハ天下政をのお侯并をるのの口事をく
ひをんれ対よハ益をれハ君臣れ有をのをまん
なををれ物ををれ武ハ法よをとるををいふを方紙やをく
おうをいれ後をれを国産ををを大とけし安産をて御侯
世産ハいを武家の天下をかくをの世方の極よハ先もお無
ををねい上古乃代ハ法ををんよ知大よをを物をれハへを天下
の廣をををハをもををを紙ハ別思世をへきをれをの

こゝをいへてゝ御後のしつらきるもちくいき　同今銀の掛け裏判ホまて執政ハ人乃ゝ事ありしいく　云大くらいさうもとゝて不叶い事くの吟味裏判ホハ執政乃下に付く助ハ人のいさうくあるくれ助とつきくく大ちるすくらゆせ下事ハいるくあるくてハ別ハ面ハ公ゝい出へき相ゝくいち出乃執権職くゝ一人ゝあてきゝくまいさふいうあもいくゝ多いき事ゝの世てちりてさくく執政乃人官位の名ひいきくいへゝも実ハ三云の職ゝてれ元いへこゝ所ゝちり今銀の裏判ましていさゝもいるすハ有まいき後ちり我とハ分とそくふ所やくに人のちるれりくのを意ゝてゝ有いさゝくのゝよ古へハ家ゝ待ゝる大臣れ爺ハ政りあはくゝ是て官位ゝく流ゆくゝあて陽ゝのまくく天下れ

ゝ所ゝくゝ執政の太ホ我まくゝちる式ハ人ゝ人ゝちりくゝいゝ所きゝ
とハひきくゝ事きゝ紀とハくゝふきゝ所くゝちりとハくゝ先ゝ
元いき執政ハ爺日分代を撰ますゝ天下の知者賢者とゝ
ひくゝあゝ所りのあくゝ　同天下れゝすハ知りやけあるゆ人ゝ所
意ハ人紀事ゝ人もいくゝ　云三皇文帝れ成德の世ゝハ
さゝゝふていゝ三王の付ゝりハ家早世の碧ひ所りて源家の義
なくて不叶い思ゝる人紀とんゝりまけまハ居と先ひ居ゝる
ゝ紀居意ゝみけまハ分を先ひい悪して天下れ治ゝるゝよく
家ゝよゝ人ゝ代ゝ事ゝゝあれい政道徒徒のゝハ三人くゝ知へく
親ゝ兄弟と神くゝりくさねゝ義ゝていい思ゝよハとゝとゝゝハあま
ゝゝくゝるゝハちくいい不合兵ちる親ゝ兄弟夫婦知ゝ分
ゝは我ゝくゝとゝゝらひる事ゝもあるゝ人ゝゝ分のる人ゝゝハ親

あくまでもかたくもたもつ公義のすなるふいつまつきかそうの
ハやくにかすきちかくふんりきうんしいつ海きうとしいふと
いくさちてしことをとるるのハ天下の小人ハまつりのいつ海き
事といふぬとそ親しのうをうちにハおもるるとい者るの公い者
よ天地神明よ南とりてあさむくるすなくいちうの云ふくりハ
来ちる義ふいを誓言とるの徳よしてそふハ偽まそいやちひ
ましてもちく一念乃不信一云れ偽ハうる神明の照覚明みれ
ハ結天罰のいつれ所よていハ乃和よちうふといく忠たいひ
者ハいふ乃和よるしあくを忠をし者としハそうとハ盗賊を
て親と為しちあるてうるり者ようとうろハ者よ偽ハれた後み
ハ親よるとふ其罪のうまかるてう　同執政の人ハ大勇あるう
るくいや小勇なるうるいや　者いふ人ハ大勇まそハ者いき

場ハ小勇なるうよ乃とるんくいをゆ人ハひとしハ者るまそて
いを多るうしゆ人大勇あくもを幸うくのいき場ハをふく
とるうを多るふいて我国家乃政ハいとるるくい我家の
事ハをとくきうぬなくふなくてハるくうゆ人ハ大勇まそハ
なんかくいちるゆ人ハ大勇ハ法あるう人ハ者ハ公をるて
るて法ハの行ハそ執政を命をるとれ者い
同執政ハるる多いふ老人多いハ伯のとしそる偽そいや　云ふ乃
不害そい執政の人ハ大方者命ありるりのるそい思ふ別
し者勇をふるるるとを私欲まくうるハ伝統勇してあ
ふい執政乃者勇ハるるかりやけとふく私欲のまくうるを
なくいゆ人ハいりとるるちをくてを不者れをいとるなりなよ
まきて形氣のをもくいもうすくいとをの法うう者ま

とい武家のゆへハ横暴ハ絶力をもてゆく事多い人情
との所ゝ志ゝ有ゝ志ゝ有ゝ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
ハとの理をもて小ゆへハ事ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
おくいゑ小国中国乃法度とさだめ大事ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
と治ハ統天下に用ハ法ハ紀人いわ計人を見ら
ゝれゝ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ　国中国夏高周の和ハ賢
聖の志をかゝ治ハ武ハ家ハ武ハ家ハ漢の代より山ゝ賢ハ武ハ家ハ
ゝれゝ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
ハけゝ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
ハ事ハ法治ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
国本ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ

かゝ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
治乃公ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
と命ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
大ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
農と出ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
乃統用と法ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
の風俗ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
民ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ
ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ武ハ家ハ

跡をつぎ給へし上の威うすく法令紙まゝになりぬる時は
まてちゝんまあしくなるを仏法はよそおろかにへそ
はめ給ふとは又ちりてもとゝ捨まてをうゝへき法也
ちゝ八まゝ捨と新くいつく宗法まゝちは百姓の用れ
や家老のかゝまてゝてゝちゝんゝて法きゝかいはをは
ての家老法紙まゝ八用ゝ月ゝにまゝれゝ法度ありても不
用八百姓八ありてかゝうめしはゝく八紙法下法ゝゝた何
ゝもゝへき捨をしゝゝゝ法あまやゝ何ゝゝゝゝ
ゝへきゝ紀ゝめゝ法ゝのゝち八ゝゝなりてかゝゝゝ法ゝゝ
ゝ紙ゝあゝゝも新乃まゝに法ゝゝ法ゝゝ百姓
ゝゝゝゝゝゝ武士紙あゝゝゝゝゝゝゝゝゝ八
ゝ法ゝゝ紙ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

紀綱ゆゝまゝゝゝゝゝ紀綱ゆゝまゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
同農兵八国ゝ武ゝもつゝゝゝ天下ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝりゝゝゝ今ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

川きてゐかい上中下とうへくゐ佛ゐよいへとも世のなひこうとを
あくけくねるゆあくいゐかゆるゆとゆとてもせんゐくいをとを信ゐ
くしてをゑをとうるれ罪も中たい　同云方代出義人もかゐくを
てゆかいや　云云方の四義人をいうの一をいゆをゆをいうとい扶方下
乃市勇八とゐまゐいうをいゆ人倉根来業あまりいをを以
月市代西代上同くゐ一ゐ根日根の憂ゆをくれ一ゐ業乃
かまれ不少根ないい根のうゆとうゐかいをゆゆくゐ市代
家の業れうくゐ馬のうちうを人おくうくいをゆゆくゐ大道の業
を知人をれハゆをれをくい　同馬ゐ馬の石ををいいんるゆに
ゐくゐいはをくいをれをくをを事ゆい　云いゆ一乃人佛ゐるゆハ
ゐをいいんつをたをを人ゆあくをゐゆをくいを人ををゆれ
丹佛金をハ後乃やくれ不ゐいせゆくゐうゆの人ゆうをく佛をを

入をゐかゐゐをれ人くゐ佛ゐれゐゐまゐくゐ実ゐ可ゆいをを二中ゐ合
兵ゐを事ゆくいゐ法軍法ゐゆゆ不ゐ乃人ゐ佛ゐ山をゐゐゐゆ根
いゐく樂紂を宿ゐをゐくゐ虎ゐ狩を付ゐるゐゐくゐゐゆいゐ不佛
ゐをゐゐゐ　同を秘佛ゐをれ及ゐくいゐ馬れをゐゐくゐあく
ゐゐいをゐくゐゐ不度いを耳ハゐるをゐ書ゐゆいれ根ゐゆゐ
ゐれ根ゆゐゐゆゆかをいゐ世の事ゐゐゐゐゆいや　云世ゐれ武
士鉄砲法ゐ折ゐゐれをハ知ゐくゐ弟ゐ法の義兵の軍法武
をハ知ゐゐゐいをゆハ鉄砲法ゐ鉄砲をハ扶ゐくゐをれをゐ
折ゐゐいを秘ゐれかゐ武ゐゐゐゆハ扶ゐゐゆいゐ折をゐを
いを法ゐゐれゐふゐの事根をゐ知ゐをの世ゐをいを事ハゐくいを
ゐをゐをのゐゐをくゐゐをハ佛事ゐいをを武ゐれ男ゐや
ゐハ石根いを佛ゐれゐゐゐゐゐゐ武の世ゐゐくハゐを

れさう屋とうをくわてうてる矢とをくにてうぬやうに紙はに巴
の石わ武士れる紙ねうるうとゝ紙ねうてきりを一てゝにゝ八をのう
と才ゝうゝゝ紙あけとゝ紙わうゝゝゝ紙ゝ白うゝみをとのうてうれと
をまへれ強弱尾乃努力とうう沮細道乃つゝれ仏わのうん新
根とうゝうい友八ゝ色を才てゝ川をかより世のうてに
ようをくに年とうゝけいこさ世ゝ八強弱を知秋八黄うゝ紙
才一うてひうゝうゝうれうゝ未れ生ゝとゝ色を八うゝ紙ようゝへ
ゝこれ八を大略ゝうゝゝてゝ八友の日中ゝを系々の書を
ゝを系ゝく馬のやうゝゝみゝうゝねやゝに新ゝ手生ゝおゝゝの地わ
うゝれよ八のうゝゝいまゝゝ八月世ゝうるう紙ゝにゝゝをゝ紙田
うう畠ゝをいゝうす年ゝゝに仕ゝ八間ゝ八紙るゝゝて八悪為
うる友ゝのゝに書ゝゝをふゝうゝゝに八間つゝれうるゝうてゝ八

用ゝを不ゝ立ゝに漕ゝうゝゝさゝ大河ゝ八さうゝを出ゝう川ゝゝを八間ゝ法ゝを
きうゝゝをゝのうゝて八ゝゝ八ゝ法漕ゝうゝゝ八ゝうゝゝに書ゝに紙ゝうゝれゝゝを紙
ゝ紙ゝも間ゝ紙ゝうゝて系ゝゝゝを系ゝゝを系ゝゝに間つゝれゝうゝ八法ゝゝをあゝう
うゝゝれゝゝせゝうゝゝつゝゝに八ゝ紙ゝうゝ紙ゝうゝつゝゝに八ゝ年ゝゝ書ゝ八ゝうゝれ
て系ゝ大川ゝを紙ゝけゝうゝ間ゝゝのゝつゝゝに八ゝうゝゝをゝゝ世ゝ一ゝゝくゝ南ゝゝくゝゝこゝ紙
ゝうゝ出ゝれゝゝうゝゝゝの月ゝゝも八ゝ石ゝゝ武ゝ士ゝゝ人ゝゝれゝ紙ゝ書ゝゝゝゝ紙ゝゝゝ
ゝゝゝゝゝ出ゝれゝゝゝゝゝゝ系ゝれ紙ゝゝゝゝゝゝ

紙をはりはこをこしらへてのり色ハうすく用のほうろに
あいたるハめぢんをまぜ紙ばりの表ばりのうへ
生ぬるるをもかれこれはよりて用ひるをいと扱方あとはめり
人をうるをくそれ此紙をまつり小刀の武士ハ用ひることも無責
ることも無ようくとるふかめく間つよれるをこれをいかをれハつよ
くらかるふくを指紙をよく切くをくふるれるものをよれ色を知
かくしてあはをとりをこも大ハふとうをはをはいかりを刀をを
をかをるハをるかくをれをあくをれをいかをを紙自ゆをのをんをそをるをを
ハかをくのをるをを出をあ何乃藝をををふ作りを兵をををををる
ををををハ巻くを知をを知くをも流世必人教をるをを系ハる一を
を一代りをを居ハて切てをを系ををををハ不作ををを
をくををいつまをををををを武士をるを人ハ可者藝を多をを

一ををををくハ居をををハ大刀をハれをるを紙ををををくををを
をを紙をををを紙をを仕ハ紙ふ武人ををふあををををををれを居紙
をを習ハいつをハ二傷をを紙ハ刀をを系ををハいをを紙ハをいををを
をくをををををを

鎧をのゝいハあくいをたし吟味をすれとも武
士の用る兵功者よ伝りハ其人乃云乃理乃意味をすう事にて
をあらはあひよりハ其情のことをたゝかひにあるひ〇者人
くハ我出ハるふうをくあるとハ前筋のゝうるハ仮名
あくあやまち仕ハ田畠をあくもゝ由ハ前筋のゝうる
ハ川流ハくつく水よりたるこハ付難ハ出ハ敵ハ前よ
ちうるくて薄城ハとしうるハ前ハ事
なくあるよりとのゝうるハ及ハくんをくのの仮
乃意なるあるとの事ハ不意ハ海あやまち
下仕ハるあをこひとなくて世のゝる
ハ紙よりをうハゆゝよりとの筋もかくしてハのゝハ中ふ作と
ハはき太ハ今のはいえよりハ乃ゝれたよハ十二

二すとゝとよりとをるふこれくをの用ハ人なる乃紀をゝ知人
なく武士の足ゝとるたるれるれ何乃ゝれハ人をなれる合
深ハあて天下のるれるハあゝ武士のをうをハゆあををるる
高人用ゝるるふるるとるれとゝゝハをゝしてて
よれるゝゝ紙用ふをゝぬゝをれいてゝハ武士のをハこれをゝ
ゝ地ゝゝゆるゝんあくハやハふの武藝乃ふくゝもゝ武
士と根ゝとゝるて藝ゝよまるゝハいてをはゝゝ乃用ゝく
いるゝ武藝ハるるれいくゝ者ゝ無ハ劔とゝくゝ一
ゝゝ漢のゝるれハ三人の劔をゝけくゝ天下とゝるゝ源の頼
光ハ舞切とゝくくゝ天下とちるゝ義経ハうゝみゝとゝおゝて
武勇の名をゝるゝ甲冑ハ刀とゝをゝしゝゝ徒長刀ハ刀
とゝるんゝゝゝ也徒先甲冑ハ用ゝゝゝ徒長刀ハゝれ

さる処の力ハ武士ハ勇ましく強き事也ちうぼうを世流
治ハ力ハ精神をうちひしゐ剛ハ力ハ利を元とする出来ぬ也
服治と剛との羅ちくにあるハ武士の乃と先くなるしるす
らめたりまさる人力ハ乃とうを知ゆへ意痲ゆへ初ら
ハ精きるとねりうをくこちゆるしたくうを付くゆくうを
ハ別ちを武さを世方ゆへ痲ゆをちぬるを彩ゆへ
痲ちうとゆくくをハ代ハちゆ也たち古作の法ハとく
うらてハ法世ちうをきよりて意痲ハ通ちきうく事
と仕ゆをきう今やりうちうゆ(しん)このゆよ意をれもうる
の精神ハちゆちゆよ高ちハきうゆても沙牙ゆおりゆ也
ちゆ二ちゆの乃も炎暑ゆ服日照付ゆをハ公
ちゆきゆやうを見ハ代の時代の事ゆとうを

ゆんの夫上代乃法ハゆうゆ代性を換をゆ代ゆ石業ゆ法を
新方ゆちゆ加今ゆを上代ゆハ痲ゆ出来ぬ事ゆ何ゆ今を
祈ゆをゆ代を痲乃出来易きを一ちうちゆ乃ゆ代ゆ見
痲の出来ぬを二ちうゆと乃ちゆくゆをして精中に通ゆ見
きゆゆ出来ぬを三ちうゆ三乃大非ゆを痲と出来乃
ゆ法ハゆを化の中ゆ求ゆ服治も不知ゆ乃ゆ出来ゆ
ゆを痲ゆをくも今ゆ法ゆ切ゆをゆハうちゆ乃ゆ武士を
ゆうゆ代ゆハ痲ゆ毎ゆも切ゆをくゆ代ゆ別ゆ代ゆ沙牙ゆ
きゆゆをゆとうゆとゆ力ゆ(ゆ法ゆうちうゆハ高ゆハ毎ゆ代ゆ
ゆくゆも乃代ゆ法ゆをゆ法ゆをゆをゆのゆいをゆゆ力ゆハ手業ゆとうを
ゆを乃ゆをゆうちうゆ代ゆハ十ゆゆゆ乃ゆ代ゆ古ゆ法ゆをゆ
今ゆをゆきゆをゆをゆゆゆハゆ乃ゆ乃ゆ乃ゆハゆゆ

武士ハ力ハ[illegible]くきるくいさ[illegible]ハ[illegible]ことくき[illegible]
さしんけをひきそ[illegible]きくき武ハ武そんまて教ふ乃
ゆきらしも後例くきれハ[illegible]きれたるこゝ[illegible]なる
飯治も南庄まるるひのまるハたるこゝ[illegible]武同じし
教光の難きら膝丸ハらゆ[illegible]ゆきれら今井上
まる政う打ゆ上作の法ゆまるゆ神ちきるゝハ伊ゆや云
金ゆるゝ神ちるゝ伊ハ剛金とうゝ力に精神ある故
ゆり指世よ動くハきゝひとゆ[illegible]上作ちるゝ剛ゆるゆ
て事をうゝさるハ石乃ゆゝ[illegible]ゆくゆて[illegible]ゆ
ゆ剛をゆきハゆゝときゝ剛柔うゝく精神ある武上作
ゝゝゝ見ときゝひ徒ゝいひ徒ゆひゆあるゆゝゆ也
しゆ政ときゝひハ知ゆうゆゝ[illegible]ゆゝ[illegible]ゆゝ[illegible]ハ知ゆゝ[illegible]也

上作ハ知仁勇ゝ之徳伊ゝいゝ[illegible]ゝ政ハ武士ゆ故ゆ古
ゝゆ知ゆゝゝ政ゆ飯治ハ神ゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ古[illegible]
乃法をゆゆゆ乃ゆ昔ハ社家出家ゆゝ飯治のゆいくゆゆ
ゆるゝゆゆゆき政世一ゆゝ[illegible]飯治ハゝゆ[illegible]ゝ乃
ゆ時ゝゆゆゆゝゆゝゆゝゆゝゆ[illegible]ゝ切乃
故ゆ力ハゝ政ゆ南ゆゆゆゝ飯ゆゝ[illegible]ゝ精神ゝ[illegible]
ゝ政ゆゝゝゆゝ南ゆゆゆゝ[illegible]ゝゆゝ武ゆゆ
ゝゆ[illegible]ゆゝ知ゆゆ飯治ゆゝ多ハゝゆゝ[illegible]
作ゝゝゝゝ来ゆゆゝゝ打ゆゝゆゝゝゝゝ

ゆへ　ひとり　ゆく　つちとやきとの　はたらき　ゆへ　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
ハきれ　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
上作なり　問　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
武士の　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
きゝ　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
を　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
よ　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
きや　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
大を　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく

ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく
ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく　ゆく

高麗にて用ひらるゝハ方一寸ばかり一寸ばかりに
て今ハ中国のまんじ刀二三腰猫指二三猫いろくにぬくゝ
ねとゝ教ゑまゝしたるを玉にて八方に光紙治もしたる紙を
先くゝ方にあ来利用のきこゝ西ゆりみを年のゝ紙ハ多ハ
しとゝ紙ゝ方ハ方ハ方ハ

いかり雷あまいに紅を帯しあり刀劔ハ三種の神器なり
一切万不浄ものてうりをとこのゆへよりて姫治ハ如清
浄なるあり姫治の清浄ハくうう出るなり刀と不浄乃
ちゑをくしくしたしい出来ものいつりいうんやあくうをハ
ハ切きこうあり三種ハ国家武士の清浄乃如ク有

集義外書巻十二終